年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会 令和4年2月22日答申分

○答申の概要

(1)	年金記録の訂正の必要があるとするも	\mathcal{O}	0件
(2)	年金記録の訂正を不要としたもの		3件
	厚生年金保険関係	3件	

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100049 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100081 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(後のB事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年3月28日から同年8月1日まで

昭和55年3月28日頃に、父の紹介でB事業所に就職し、その日から二晩連続の業務等で勤務した。その後、二晩連続勤務、休日の勤務が昭和57年6月退職まで続いた。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿で氏名が確認できる者及び請求者が氏名を挙げた者へ照会したところ、複数の者の回答から、請求者が請求期間において同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者のB事業所(当時は、A事業所)に係る雇用保険被保険者記録の資格 取得年月日は昭和55年8月1日と記録されており、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名 簿の資格取得年月日と一致する上、当該名簿の記録が訂正された形跡もない。

また、B事業所は、請求者の請求期間に係る勤務状況については、資料がないため回答できないとしている上、現在、同社の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、請求者に係る届出状況について、請求期間は受託開始前で資料の保管もないため不明と回答していることから、請求者の請求期間における同社での勤務状況等について確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第 2100255 号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 2100082 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA市B病院(現在は、C病院)における厚生年金保険被保険者 資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年10月1日から昭和58年4月1日まで

昭和57年10月からA市B病院に臨時職員の看護師として勤務した。当時は、本採用の前に 臨時期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していたので、請求期間を厚生年金保険の被 保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法第 12 条には、適用事業所に臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の被保険者としない旨規定されている。

C病院が提出した請求者に係る職員名簿によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 57 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、同年 12 月 2 日から昭和 58 年 1 月 31 日まで、同年 2 月 2 日から同年 3 月 31 日までの期間において、A市B病院にそれぞれ 2 か月以内の勤務を命じられており、前述の厚生年金保険法第 12 条に該当することが確認できる。

また、C病院は、請求者に係る資料として前述の職員名簿を提出しているものの、出勤簿、 賃金台帳等の資料の保管はないと回答している上、請求者も請求期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100272 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100083 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月5日

A社より支給された賞与から厚生年金保険料を引かれていたが、賞与支払届の提出がされておらず、賞与の記録がない。調査の上、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した請求期間に係る平成27年年末賞与勤怠支給控除一覧表及び請求者が提出した平成27年年末賞与支給明細書によると、請求者は、平成27年12月5日に同社から30万円の賞与を支給され、それに見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合は、記録訂正の対象としない旨規定されている。

閉鎖事項全部証明書及び履歴事項全部証明書によると、請求者は、B社の成立からA社への商号変更までの間、B社の唯一の取締役であり、A社への商号変更後においても、同社の取締役の一人であったことが確認できる。

また、請求者は、平成 17 年頃に社会保険事務及び給与事務の担当者となった旨回答しているにもかかわらず、賞与支払届を平成 17 年8月支払賞与から長期にわたり提出していない。賞与支払届に係る届出義務及び標準賞与額に基づく保険料の納付義務を履行する職責並びに同社における請求者の取締役としての地位を勘案すると、当該賞与支払届出について、請求者が、「事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態」になかったとは認め難い。

これらのことから、請求期間に係る賞与からそれに見合う厚生年金保険料を控除されていた としても、請求者は、上記のとおり、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当すると認め られることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。